平成２４年（フ）第４６号
宮城県気仙沼市上田中２丁目９番地　反松公園住宅12―２、住民票上の住所宮城県気仙沼市魚市場前３番18号
債務者　佐藤　しん
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２４年（フ）第２２４号
秋田市茨島６丁目４番11号
債務者　淡路　安子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３８号
秋田市南通築地２番６号　秋田わかばハイム403号
債務者　進藤　南績
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１２５号
福島市成川字馬場43番地の１　加藤貸家６号、従前の住所福島市荒井北３丁目６番地の４
債務者　二階堂ひろみ
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
福島地方裁判所

平成２４年（フ）第９号
栃木県真岡市熊倉２丁目22番地１　カーサヴェルデＤ棟
債務者　髙津戸利己
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
宇都宮地方裁判所真岡支部

平成２４年（フ）第６３号
群馬県桐生市三吉町２丁目５番３号
債務者　奥村　　聡
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
前橋地方裁判所桐生支部

平成２４年（フ）第１１５号
千葉県君津市北子安１丁目９番４―206
債務者　久保　　実
1　決定年月日時　平成24年10月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２４年（フ）第３６６号
金沢市小坂町マ27番地１
債務者　中村　　清
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３６７号
金沢市小坂町マ27番地１
債務者　中村美香子
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３７０号
金沢市西泉３丁目49番地１　リーヴァ102号、従前の住所金沢市示野町南10番地
債務者　わんこの保育園こと　横川　　誉
1　決定年月日時　平成24年10月25日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
金沢地方裁判所

平成２４年（フ）第３３９号
山梨県甲斐市宇津谷1209番地１　ラ・カーサ双葉Ⅱ―103
債務者　仲沢　忠美
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第８３号
長野県諏訪市大字四賀2110番地３
債務者　植松まどか（旧姓石田・北島）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２４年（フ）第３０７号
岐阜市黒野南４丁目126番地
債務者　杉江　直樹
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３２３号
岐阜市西玉宮町１丁目22番地２　ウイングＥ―３号室
債務者　重田　和哉
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３３２号
岐阜県羽島市上中町中260番地コーポロイヤルＡ号室
債務者　澤井　孝浩
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第３５０号
岐阜県各務原市蘇原東栄町１丁目55番地３サンシャイン愛栄２Ｆ
債務者　櫛田　優子（旧姓福田）
1　決定年月日時　平成24年10月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第１８５４号
名古屋市中川区助光２丁目1401番地　助光荘Ｔ―５棟403号
債務者　後藤　隆彰
1　決定年月日時　平成24年10月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで
名古屋地方裁判所民事第２部